

第 **108** 期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

株主の皆様へ	1
第108期定時株主総会招集ご通知	2
(添付書類)	
● 事業報告	6
● 連結計算書類	35
● 計算書類	38
● 監査報告書	41
● 株主総会参考書類	44
● 会場ご案内図	裏表紙

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第108期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月

取締役社長 後藤 信志

経営 理念

当社は、以下の経営理念のもと、世界の人々の明るい未来を実現すべく、来たる創立100周年（2031年）に向けて、大きな成長を遂げることができるよう、企業価値の向上に取り組んでまいります。

■ 企業理念 | Our Corporate Philosophy

日本タングステンは、世界の人々と従業員の明るい未来を実現するために

- マテリアルからはじまる価値創造に挑戦し続けます。
- 常にNo.1を目指し、かけがえのない存在であり続けます。

■ 行動規範 | Our Way

私たちは、情熱を持って、失敗を恐れずチャレンジします。

私たちは、当事者意識を持って、すぐ行動しやり遂げます。

私たちは、相手の立場になって、期待以上で応えます。

2019年6月5日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号

日本タンゲステン株式会社

取締役社長 後藤 信 志

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださるか、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)より2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第108期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第108期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト(アドレス <https://www.nittan.co.jp/>)に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。

(1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」

(2) 連結計算書類の「連結注記表」

(3) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.nittan.co.jp/>)に掲載させていただきます。
3. 当日は軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による
議決権行使の場合



電磁的方法（インターネット）
による議決権行使の場合

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

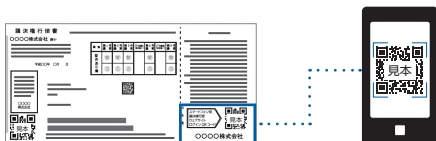
議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

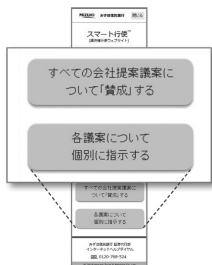
「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

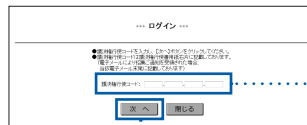
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

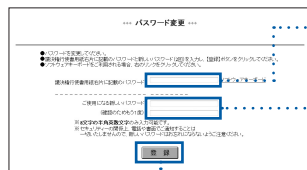
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、海外では、中国や欧州の景況感が弱かったものの米
国経済は引き続き好調で、国内も堅調な企業業績を背景とした設備投資の増加や雇用・所得
環境の改善等により緩やかな回復基調を辿りました。しかしながら、年後半からは米中の貿
易摩擦による世界経済の下振れリスク増大や中国の景気減速等により先行き不透明感が強ま
る中で推移しました。

このような経済環境のもと、当社グループは、2031年の創立100周年に向けた飛躍の足
がかりとして、2018年度を初年度とする「日本タングステングループ2020中期経営計画」
を策定し、新商品創出プロジェクト及び人財育成プログラムを立上げる等、中期経営計画の
達成に向けた取り組みを進めてまいりました。また、売上拡大の施策として、注力市場をタ
ーゲットとした積極的なPRや海外市場を含む新規拡販活動等に取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの売上高は、前年度比14.0%増の126億5千1百万円となりま
した。事業別では、機械部品事業、電機部品事業ともに、主力商品が堅調な需要に支えられ
好調に推移しました。

損益面では、売上高の増加に加え、品質・生産性の向上、工程内不具合の削減等によるコ
スト対策に継続して取り組んだ結果、営業利益は、前年度比36.2%増の10億2千9百万円
となりました。また、経常利益は、賃貸不動産の計画修繕により営業外費用が増加しまし
たが、営業利益が増加したことにより、前年度比12.7%増の11億5百万円となり、親会社株
主に帰属する当期純利益は、前年度比19.4%増の8億3千1百万円となり、中期経営計画
1年目の計画値である売上高113億円、営業利益6億円を達成しました。

次に、事業の種類別セグメントの概況をご報告申し上げます。

なお、種類別セグメントの金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、
営業損益は全社費用等調整前の金額であります。

【機械部品事業】

衛生用品関連のNTダイカッターは、生産体制の強化を進め、新商品・新技術のイノベーション提案が国内外市場に浸透し好調に推移した結果、増収となりました。

また、情報機器関連のハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板は、ニアラインストレージ等の大容量HDDの需要が底堅く推移しました。その他、液晶・電池関連の治工具製品は、上期に中国向けの需要が想定よりも大幅に増加し、増収となりました。

この結果、機械部品事業の売上高は、前年度比16.6%増の72億7千万円となり、営業利益は同9.0%増の10億3千9百万円となりました。

【電機部品事業】

自動車関連のEV用接点製品は北米や中国向けのEV自動車市場の拡大により好調に推移し増収となり、抵抗溶接用電極の一部製品で低調なものもありましたが、電極製品全体としては堅調に推移しました。また、タングステンワイヤー製品は、カテーテル用等の医療関連が好調に推移し増収となりました。

この結果、電機部品事業の売上高は、前年度比10.2%増の54億2千1百万円となり、営業利益は同93.6%増の5億4千5百万円となりました。

（2）資金調達の状況

当社は、運転資金の機動的かつ効率的な調達を行うため、2019年3月に取引銀行5行と限度額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。

（3）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は9億4千1百万円であり、その主なものは、機械及び装置の増設及び更新等であります。

なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度 (第105期)	2016年度 (第106期)	2017年度 (第107期)	2018年度 (第108期)
売上高 (百万円)	11,022	10,124	11,102	12,651
経常利益 (百万円)	795	575	980	1,105
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	651	469	696	831
1株当たり当期純利益 (円)	26.65	195.02	288.51	342.80
総資産 (百万円)	14,777	14,836	16,118	16,392
純資産 (百万円)	8,652	8,978	9,578	10,022

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第106期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第108期から適用しており、第107期に係る主要な財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

当社は、4つの重点課題を設定し、「日本タングステングループ2020中期経営計画」のなかで基本方針を定め、アクションプランを策定しております。中期経営計画1年目である2018年度は、策定したアクションプランに対し、それぞれの取り組みを行ってまいりました。

基本方針

1 人財の育成

自発的に考え、行動する社員の育成

幅広い視点から深く考える人財を育成し、個人だけでなく組織の課題設定力・課題解決力を向上させていきます。

2 新商品の創出

お客様のニーズをいち早くつかみ、継続的かつスピーディに新商品を創出

新商品の創出活動を活性化させ、NO.1の価値創造に挑戦します。

3 ものづくりの強化

お客様に満足していただける良いものを安く、早くつくる、ものづくり力

生産効率の向上、コストの削減、品質の安定を図り、利益の拡大を目指します。

4 グローバル市場での拡販

グローバルネットワークの拡大

世界中のお客様へ向けたサービスの提供、販売、製造体制を確立し、売上拡大を目指します。

①2018年度の取り組みと今後の課題

a.人財の育成

人財育成プログラムとして、役職者の人財育成力を向上させるため、年間を通じた役職者コーチング研修を行うとともに、新たな人事考課制度の運用を開始いたしました。また、役職者以外の教育を含めた全社的な教育体制の見直しに着手いたしました。

今後は、全社的な教育体系を具現化し、階層別、職種別教育を計画的に実施し、人財データベースを拡充し、必要な人財を必要な組織に配置するように活用してまいります。

b.新商品の創出

新商品を継続的に創出するプロセスの強化として、新商品創出プロジェクトを立上げ、全社成長戦略ネットワーク（市場と技術のデータベース）を構築し運用を開始しております。また、社内コンペの仕組みを導入し、オープンイノベーションの活性化にも取り組んでおります。

今後は、開発スピード、効率アップに向けて全社成長戦略ネットワークを充実させ、ターゲット市場におけるオープンイノベーションの仕組みを構築してまいります。

c.ものづくりの強化

生産性を高めるための継続的な改善活動を進め、効果的なコストリダクション活動の検討を行いました。また、技能向上のため細分化した力量マップを作成し、不足している技能等を明確にし、生産性の向上への取り組みを進めております。

今後は、更に効果的なコストリダクション活動を実施するとともに、製造プロセスの変革を図ってまいります。

d.グローバル市場での拡販

主力製品であるNTダイカッター製品の中南米でのサービス拠点として、2018年9月24日付でブラジルに子会社を設立しました。

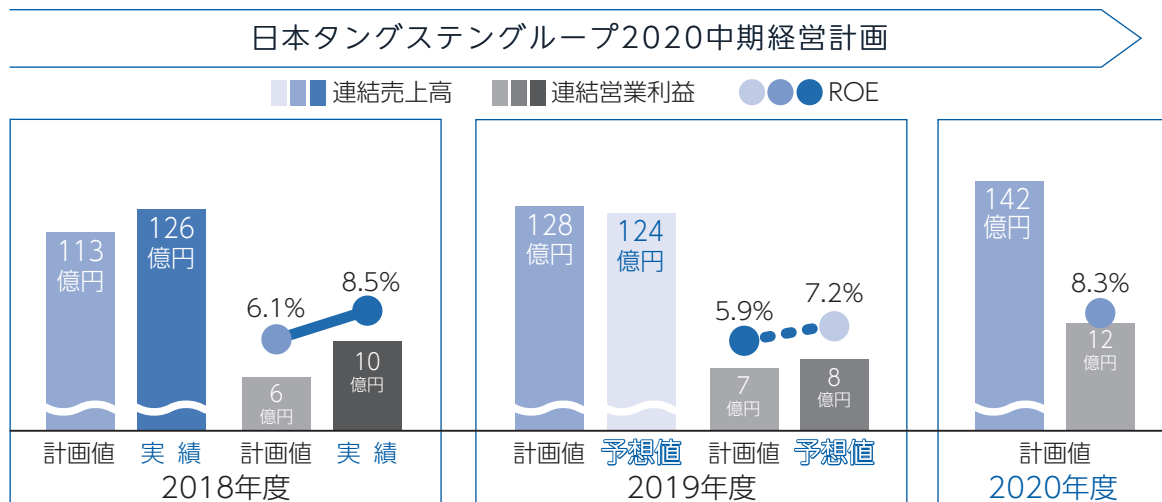
今後は、既に拠点を設置している北米、欧州、中国、東南アジアとのGDN（グローバル・ダイカッター・ネットワーク）体制の下でグローバルシェアNo.1を目指してまいります。

②計数計画及び実績

2020（最終）年度に目指す指標

連結売上高	142億円	連結営業利益	12億円	ROE	8.3%
-------	-------	--------	------	-----	------

連結業績目標の推移



中期経営計画における2018年度の計数計画は、売上高113億円、営業利益6億円、ROE 6.1%としておりました。実績としては、主力製品であるハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板がニアラインストレージ等の大容量HDDの需要増となり計画から増収となりました。液晶関連の治工具製品は、中国向けで液晶ディスプレイ用装置の設備投資が急増したことにより、当初の計画から大幅に増加いたしました。また、EV用接点製品も北米や中国向けでのEV自動車市場の拡大により増収となっております。

利益につきましては、コスト対策を継続的に行い、間接部門でも業務効率化に取り組んでまいりました。

以上により、2018年度は売上高126億5千1百万円、営業利益10億2千9百万円、ROE 8.5%と計画を達成しました。

2019年度は、主力製品であるNTダイカッター拡販の施策として、新商品、新技術のイノベーション提案を国内外に更に浸透させ、テストライン装置による品質向上など顧客サービスを向上させ、シェアアップを図ってまいります。また、欧米や中国でのEV自動車市場の拡大に対応するため、EV用接点製品の生産能力を増強するための設備投資を行います。しかしながら、2018年度好調であった液晶関連の治工具製品は、受注が大幅に減少することが見込まれます。また、ハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板の受注にも一服感があり、機械装置や半導体関連も需要が減少傾向にあります。

利益につきましては、コストリダクション活動を進め、間接部門の効率化もより一層進めてまいります。

以上により、2019年度は売上高124億円（計画値128億円）、営業利益8億2千万円（計画値7億円）、ROE7.2%（計画値5.9%）を予想しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、「機械部品事業」「電機部品事業」を事業セグメントとして事業を行っております。

各事業の主要な製品等は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品 等
機 械 部 品 事 業	NTダイカッター、磁気ヘッド基板、半導体・液晶関連機械部品 耐摩耐食部品、機械部品、超硬・セラミックス精密加工品 ウルトラファインパブル関連製品、自動化・省力化機器等
電 機 部 品 事 業	電力開閉機器用電気接点、抵抗溶接及びプラズマ用電極、X線遮蔽材 バランスー用錘、照明及び医療用タングステン及びモリブデン線・棒・板等
そ の 他	ビル管理事業、保険代理等

(7) 主要な事業所

- ①当 社 本社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
支店 東京支店（東京都）、名古屋支店（愛知県）、大阪支店（大阪府）、
九州支店（佐賀県）
工場 基山工場（佐賀県）、飯塚工場（福岡県）、宇美工場（福岡県）

- ②子 会 社 株式会社福岡機器製作所（福岡県）
株式会社昭和電気接点工業所（福岡県）
株式会社エヌ・ティーサービス（福岡県）
上海恩悌三義実業发展有限公司（中国上海市）
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.（米国ウエストバージニア州）
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.（イタリアローマ市）
NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL PARTICIPACOES LTDA.（ブラジルサンパウロ州）

- ③関連会社 SV NITTAN CO.,LTD.（タイ国バンコク市）

- (注) 1. NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL PARTICIPACOES LTDA. は、2018年9月24日付で新たに子会社となりました。
2. NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL PARTICIPACOES LTDA. は、2019年4月23日付でNIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA.に社名変更いたしました。

(8) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
機 械 部 品 事 業	294 [41] 名	10名増
電 機 部 品 事 業	138 [45] 名	4名減
そ の 他	3 [2] 名	2名増
全 社 (共 通)	62 [6] 名	3名増
合計	497 [94] 名	11名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、準社員・パートタイマー等の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
396名	11名増	39.6歳	17.6年

- (注) 従業員数は就業人員数（出向者を除く）であり、臨時従業員数74名（年間平均人員）を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 福岡機器製作所	20 百万円	100.0 %	産業用機械装置類の製造及び修理に関する 工事
株式会社 昭和電気接点工業所	10 百万円	100.0 %	電気接点、その他電子部品の製造販売
株式会社 エヌ・ティーサービス	10 百万円	100.0 %	不動産の管理、損害保険・生命保険代理業
上海恩悌三義実業発展有限 公司	7 百万米ドル	100.0 %	産業用機械装置及び部品の製造販売並びに NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	24 千米ドル	100.0 %	NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.	10 千ユーロ	100.0 %	NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL PARTICIPACOES LTDA. (注) 1,2,3,4	7 百万ブラジルリアル	100.0 (25.0) %	NTダイカッターの販売及び再研磨加工

(注) 1. 出資比率の () 内は間接所有割合 (内数) を示しています。

2. NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL PARTICIPACOES LTDA. は、2018年9月24日付で新たに子会社となりました。
3. NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL PARTICIPACOES LTDA. は、2019年4月9日付で追加出資が完了し、資本金が9百万ブラジルリアルとなり、当社の特定子会社となりました。
4. NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL PARTICIPACOES LTDA. は、2019年4月23日付でNIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA.に社名変更いたしました。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高(百万円)
株 式 会 社 福 岡 銀 行	830
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	620
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	405
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	315
株 式 会 社 り そ な 銀 行	277

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式総数 2,427,739株
(自己株式150,021株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,099名 (前事業年度末比113名増)
(うち議決権を有する株主数2,712名)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
九州電力株式会社	166,665	6.86
株式会社福岡銀行	107,262	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	95,100	3.91
日本タングステン従業員持株会	85,882	3.53
みずほ信託銀行株式会社	64,300	2.64
日本タングステン取引先持株会	60,600	2.49
明治安田生命保険相互会社	60,170	2.47
株式会社西日本シティ銀行	50,917	2.09
株式会社佐賀銀行	50,000	2.05
宇部マテリアルズ株式会社	40,000	1.64

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を150,021株保有しております。
2. 持株比率は自己株式 (150,021株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年7月17日付で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)5名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式3,727株の自己株式の処分を行っております。また、同日付で、執行役員3名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式1,044株の自己株式の処分を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	後 藤 信 志	社長執行役員
取 締 役	徳 本 啓	常務執行役員 中期経営計画推進担当
取 締 役	大 島 正 信	執行役員 経営戦略本部長、コンプライアンス担当
取 締 役	毛 利 茂 樹	執行役員 機械部品事業本部長、開発技術センター担当 上海恩悌三義実業发展有限公司董事長
取 締 役	山 崎 洋	執行役員 製造統括本部長 兼 基山工場長
取 締 役	伊 崎 数 博	九州電力株式会社 代表取締役副社長
取 締 役 (監査等委員) (常 勤)	今 里 州 一	
取 締 役 (監査等委員)	斉 藤 芳 朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士
取 締 役 (監査等委員)	久 留 和 夫	久留公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役坂口茂也氏は、2018年6月28日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)田中和昭氏及び小島庸匡氏は、2018年6月28日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 取締役伊崎数博氏、斉藤芳朗氏及び久留和夫氏は、社外取締役であります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役(監査等委員)久留和夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役伊崎数博氏、斉藤芳朗氏及び久留和夫氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7. 当社と取締役伊崎数博氏、斉藤芳朗氏及び久留和夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 2018年10月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧
徳本 啓	取締役 常務執行役員 中期経営計画推進担当	取締役 常務執行役員 経営戦略本部長、 コンプライアンス担当
大島 正信	取締役 執行役員 経営戦略本部長、 コンプライアンス担当	取締役

9. 2019年4月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧
毛利 茂樹	取締役 執行役員 事業・開発技術統括責任者 兼 機械部品事業本部長	取締役 執行役員 機械部品事業本部長、 開発技術センター担当

10. 取締役兼務の者を除く2019年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
三島 彰	執行役員 電機部品事業本部長
江原 清貴	執行役員 営業本部長
中原 賢治	執行役員 機械部品事業本部副本部長 NIPPON TUNGSTEN USA,INC.社長

(2) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬体系については、株主総会でご承認いただいた枠内で、役職や職責に応じた「基本報酬」のほか、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての「賞与」、中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、会社業績、世間水準、及び社員給与とのバランス等を勘案し、報酬諮問委員会（半数が社外取締役で構成）で審議のうえ取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員の協議にて決定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬				
			基本報酬	ストック・ オプション	賞 与	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (監査等委員を除く)	88	61	1	20	5	27	6
社 外 取 締 役	4	4	—	—	—	—	1
計	92	65	1	20	5	27	7
監 査 等 委 員	13	13	—	—	—	—	2
社 外 監 査 等 委 員	8	8	—	—	—	—	3
計	21	21	—	—	—	—	5

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役3名の使用人給与相当額30百万円を支払っております。
 2. スtock・オプションの額は、2018年2月21日開催の取締役会決議によるストック・オプションと
 しての新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
 3. 譲渡制限付株式報酬の額は、2018年6月28日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式の付与のた
 めの報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	伊崎 数博	九州電力株式会社	代表取締役副社長	(注) 1
社外取締役 (監査等委員)	斉藤 芳朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所	代表弁護士	(注) 2
社外取締役 (監査等委員)	久留 和夫	久留公認会計士事務所	代表	(注) 3

- (注) 1. 九州電力株式会社は、当社の筆頭株主（持株比率6.86%）であります。
 2. 徳永・松崎・斉藤法律事務所は当社との間で顧問契約を締結しております。
 3. 社外取締役（監査等委員）久留和夫氏は、OCHIホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、久留公認会計士事務所及びOCHIホールディングス株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

②当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊崎 数博	当事業年度に開催した取締役会13回すべてに出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	斉藤 芳朗	当事業年度に開催した取締役会13回中12回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	久留 和夫	2018年6月28日就任後に開催した取締役会11回すべてに出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。 また、2018年6月28日就任後に開催した監査等委員会10回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 30百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査計画、監査内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合は、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査等委員会規則に則り会計監査人を解任又は不再任とすることとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不再任とする場合は、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステン企業行動憲章」及び「日本タングステン従業員倫理規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員がコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各部門等にコンプライアンス担当者を置いて全社員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の遵守及びその推進を図っているほか、取締役社長が委員長を務めるリスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、適宜改善指示等を行っております。さらに、これらの実効性を強化するために、コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、定期的な啓発や教育活動を行っております。加えて、コンプライアンス全般に係る問題について通報・相談を受け付けるため、内部通報制度規程を制定し、「コンプライアンスヘルプライン」を社内、社外にそれぞれ設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

③ 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたりスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万

一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役職員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、子会社の適切な管理を行っております。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び経営会議等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定を行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社経営会議等へ報告しております。また、子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会がその職務を遂行するための監査体制のあり方等を定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関して

も、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が担保されております。また、人事については取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

- ⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員である取締役は、当社の経営会議等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めるとしてしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。

内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査等委員会に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査等委員会に報告しております。また、当社及び子会社は「コンプライアンスヘルプライン」に寄せられた情報が当社の監査等委員会に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

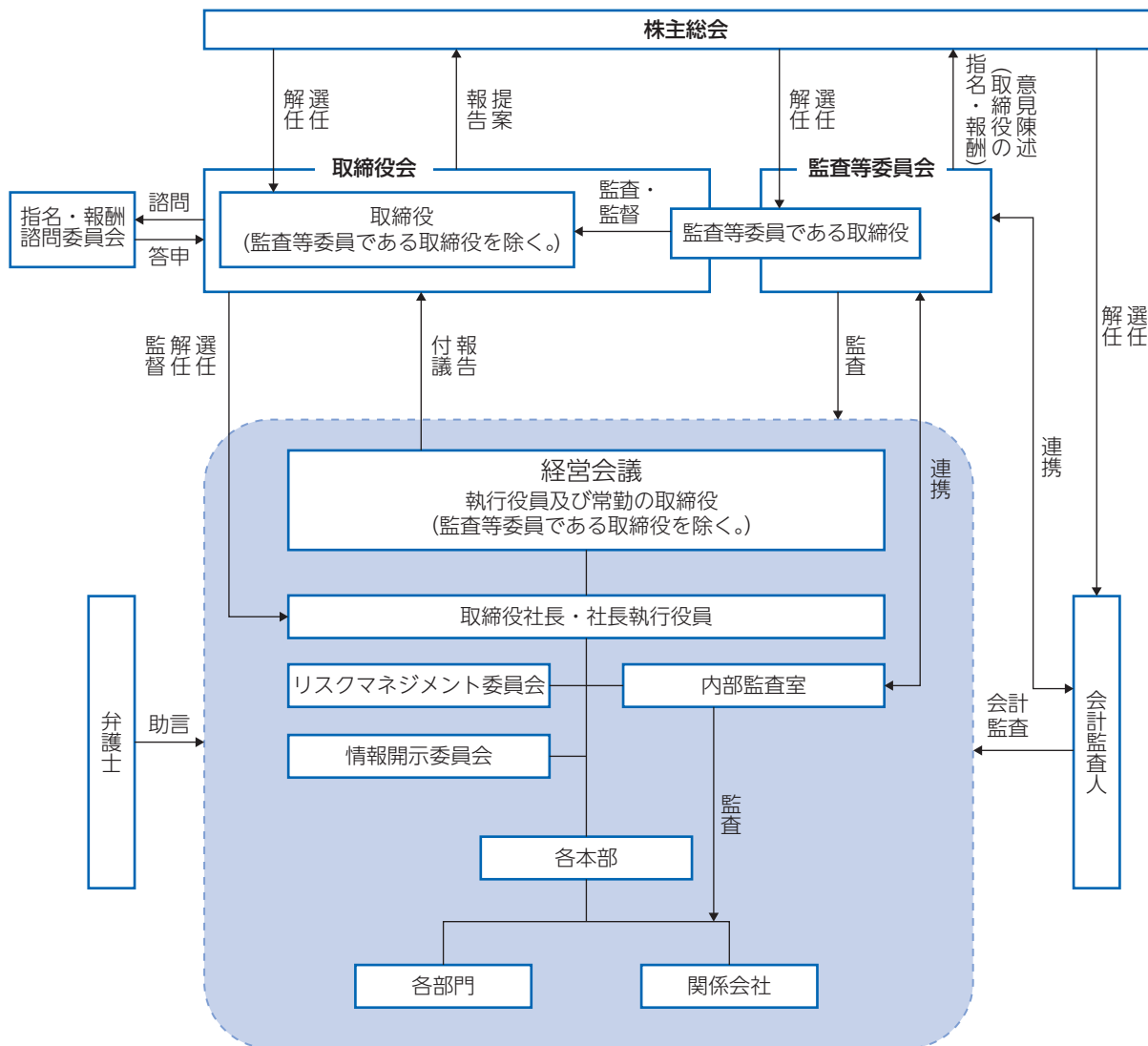
- ⑧当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を執行するにあたり必要な費用（弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む）は、監査等委員である取締役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

- ⑨その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

コーポレートガバナンス体制図（2019年4月1日現在）



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

取締役会は、法令等で定められた事項並びに当社及び子会社の重要事項等の決定を行い、取締役の業務執行状況の確認等を行っております。また、取締役会議事録は、法令に従い、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

監査等委員会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査等委員である取締役の職務執行については、監査等委員会で決定した監査計画に基づき監査を実施しております。加えて、監査等委員である取締役は、代表取締役や社外取締役と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備などについて意見交換を行っております。

リスクマネジメントについては、リスクマネジメント関連規程に従い、各事業本部が主体的にリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、リスクマネジメント委員会を四半期毎に開催し、全社重要リスク、事業本部の重要リスク、重要法令リスク等を抽出するとともに、各事業本部のリスクマネジメント活動が適切になされているかのモニタリングを実施するなど、全社的な視点からリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。加えて、本年度から従業員のリスクマネジメント意識を高めるため、部門単位でのグループミーティングを実施するなど、リスクマネジメント活動を社内全体に浸透させる活動を実施しております。なお、子会社も関連事業本部のもとでリスクマネジメント活動を実施する等、当社及び子会社一体的なリスクマネジメント体制を構築しております。

コンプライアンスについては、コンプライアンスファーストの意識付けを浸透させるため、全社員・従業員を対象とした啓発や教育活動を定期的実施することとしております。本年度の具体的な活動としては、全社員・従業員を対象に各種法令違反防止等の発信・教育を月1回のペースで行ったほか、コンプライアンス体制・内部通報制度等について部門単位での研修を実施いたしました。また、11月をコンプライアンス推進月間に設定し、取締役社長のメッセージの配信や、内部通報先の周知を行うとともに、コンプライアンスアンケートを実施して、コンプライアンスの浸透状況の把握や課題の抽出を行っており、抽出した課題に対しては随時対応を行っております。加えて、新入社員、新任役職者・基幹職等を対象に階層別のコンプライアンス研修等も実施しております。

内部監査については、内部監査計画に基づき、内部監査室が監査等委員及び会計監査人と連携をとりながら当社及び子会社の監査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならぬと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は、資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア. 企業価値向上のための取り組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術により、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、セラミックス製品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工技術へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、これらの材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なものづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、当社は品質向上及び地球環境保全にも積極的に取り組んでおり、これまでISO9000(品質)やISO14000(環境)の国際認証を取得し、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの継続的な活動により経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値を高め、社会的責任を果たすべく努めております。さらに、高収益企業体質への転換を図るため、中期経営計画を策定し、ものづくりの強化を進めながら、成長著しい海外市場の開拓などグローバルな販売活動を進めております。

企業価値向上の取り組みとして、人財の育成、新商品の創出、ものづくりの強化、グローバル市場での拡販を4つの最重要課題として、下記の基本戦略について推進してまいります。

a.人財の育成

「自発的に考え、行動する社員の育成」という基本方針のもと、幅広い視点から深く考える人財を育成し、個人だけでなく組織の課題設定力・課題解決力を向上させていきます。

b.新商品の創出

「お客様のニーズをいち早くつかみ、継続的かつスピーディに新商品を創出」という基本方針のもと、新商品の創出活動を活性化させ、NO.1の価値創造に挑戦します。

c.ものづくりの強化

「お客様に満足していただける良いものを安く、早くつくる、ものづくり力」という基本方針のもと、生産効率の向上、コストの削減、品質の安定を図り、利益の拡大を目指します。

d.グローバル市場での拡販

「グローバルネットワークの拡大」という基本方針のもと、世界中のお客様へ向けたサービスの提供、販売、製造体制を確立し、売上拡大を目指します。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を遵守し、適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役は、9名（監査等委員である取締役3名を含む。）、うち社外取締役3名（監査等委員である取締役2名を含む。）であります。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成する経営会議を、原則として隔週開催し、取締役会決議事項以外の当社及びグループ会社の重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

常勤の監査等委員である取締役は、経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外の監査等委員である取締役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤の監査等委員である取締役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、代表取締役と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤の監査等委員である取締役より、内部監査、監査等委員会監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査等委員である取締役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス推進体制におきましては、コンプライアンス担当役員がコンプライ

アンス統括責任者となり、各部門等にコンプライアンス担当者を設置しております。また、リスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、適宜改善指示等を行っております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査等委員である取締役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年5月11日開催の当社取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の更新を決定し（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）、その後、2017年6月29日開催の当社第106期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記①記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為(下記イ. に定義されます。以下同じです。)に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

- a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めるものです。
- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議（一定の場合には株主総会決議）に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置（原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。）を発動することがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模

買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

- ④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めために行われたものであり、上記①に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a.株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、2017年6月29日開催の当社第106期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社

取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b.買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

c.当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記③ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、行われたものです。

d.合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e.独立委員会の設置

上記③イ.c.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f.デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元について、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安に、新商品開発を推進するための設備・人財・研究などへの戦略的投資、中長期的な企業財務体質の強化等を総合的に勘案しつつ、安定的・継続的な配当に努めます。

また、1株当たりの株主価値を向上させるとともに、資本効率の向上を図るため、適宜自己株式の取得に努めます。

こうした方針のもと、当期の期末配当金につきましては、業績の状況等を勘案した結果、1株につき55円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金1株につき40円を合わせた年間配当金は、1株当たり95円となります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,227	流動負債	5,674
現金及び預金	1,735	支払手形及び買掛金	1,315
受取手形及び売掛金	3,196	短期借入金	2,602
電子記録債権	727	リース債務	25
商品及び製品	234	未払法人税等	203
仕掛品	1,375	賞与引当金	410
原材料及び貯蔵品	617	役員賞与引当金	38
その他	341	設備関係未払金	438
貸倒引当金	△1	その他	639
固定資産	8,165	固定負債	695
有形固定資産	4,522	リース債務	75
建物及び構築物	2,494	繰延税金負債	409
機械装置及び運搬具	1,425	資産除去債務	24
工具、器具及び備品	144	その他	185
土地	289		
リース資産	89	負債合計	6,370
建設仮勘定	78	純資産の部	
無形固定資産	53	株主資本	9,633
投資その他の資産	3,589	資本金	2,509
投資有価証券	1,514	資本剰余金	2,229
賃貸不動産	1,462	利益剰余金	5,205
退職給付に係る資産	518	自己株式	△310
その他	120	その他の包括利益累計額	365
貸倒引当金	△26	その他有価証券評価差額金	388
資産合計	16,392	為替換算調整勘定	12
		退職給付に係る調整累計額	△34
		新株予約権	23
		純資産合計	10,022
		負債・純資産合計	16,392

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	12,651
売上原価	9,533
売上総利益	3,117
販売費及び一般管理費	2,088
営業利益	1,029
営業外収益	439
受取利息及び配当金	26
持分法による投資利益	38
不動産賃貸料	242
太陽光売電収入	38
その他	91
営業外費用	363
支払利息	19
不動産賃貸原価	192
太陽光売電原価	25
為替差損	9
その他	116
経常利益	1,105
税金等調整前当期純利益	1,105
法人税、住民税及び事業税	308
法人税等調整額	△34
当期純利益	831
親会社株主に帰属する当期純利益	831

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	4,595	△334	8,998
当期変動額					
剰余金の配当			△217		△217
親会社株主に帰属 する当期純利益			831		831
自己株式の取得				△1	△1
ストックオプション の行使			△3	15	11
譲渡制限付株式報酬		0		9	10
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	609	23	634
当期末残高	2,509	2,229	5,205	△310	9,633

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	501	43	0	546	33	9,578
当期変動額						
剰余金の配当						△217
親会社株主に帰属 する当期純利益						831
自己株式の取得						△1
ストックオプション の行使						11
譲渡制限付株式報酬						10
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△113	△31	△35	△180	△9	△190
当期変動額合計	△113	△31	△35	△180	△9	444
当期末残高	388	12	△34	365	23	10,022

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,174	流動負債	5,569
現金及び預金	1,051	支払手形	208
受取手形	119	買掛金	1,183
売掛金	2,982	短期借入金	2,650
電子記録債権	727	リース債務	22
商品及び製品	183	未払法人税等	141
仕掛品	1,263	賞与引当金	385
原材料及び貯蔵品	571	役員賞与引当金	33
その他	275	設備関係未払金	390
貸倒引当金	△1	その他	553
固定資産	8,068	固定負債	703
有形固定資産	4,353	リース債務	66
建物及び構築物	2,435	繰延税金負債	427
機械装置及び運搬具	1,355	資産除去債務	24
工具、器具及び備品	135	その他	184
土地	280	負債合計	6,273
リース資産	80	純資産の部	
建設仮勘定	65	株主資本	8,560
無形固定資産	38	資本金	2,509
投資その他の資産	3,676	資本剰余金	2,229
投資有価証券	896	資本準備金	2,229
関係会社株式	305	その他資本剰余金	0
関係会社出資金	391	利益剰余金	4,132
前払年金費用	569	その他利益剰余金	4,132
賃貸不動産	1,474	買換資産圧縮積立金	787
その他	66	別途積立金	1,000
貸倒引当金	△26	繰越利益剰余金	2,345
資産合計	15,243	自己株式	△310
		評価・換算差額等	385
		その他有価証券評価差額金	385
		新株予約権	23
		純資産合計	8,969
		負債・純資産合計	15,243

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	11,983
売上原価	9,325
売上総利益	2,658
販売費及び一般管理費	1,850
営業利益	808
営業外収益	649
受取利息及び配当金	276
不動産賃貸料	266
太陽光売電収入	38
為替差益	3
その他	64
営業外費用	330
支払利息	16
不動産賃貸原価	191
太陽光売電原価	25
その他	96
経常利益	1,128
税引前当期純利益	1,128
法人税、住民税及び事業税	217
法人税等調整額	△32
当期純利益	943

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,509	2,229	0	2,229	817	1,000	1,592	3,410
当期変動額								
買換資産圧縮積立金の取崩					△30		30	—
剰余金の配当							△217	△217
当期純利益							943	943
自己株式の取得								
ストックオプションの行使							△3	△3
譲渡制限付株式報酬			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	0	0	△30	—	752	721
当期末残高	2,509	2,229	0	2,229	787	1,000	2,345	4,132

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△334	7,814	495	33	8,343
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩			—		—
剰余金の配当		△217			△217
当期純利益		943			943
自己株式の取得	△1	△1			△1
ストックオプションの行使	15	11			11
譲渡制限付株式報酬	9	10			10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△109	△9	△119
当期変動額合計	23	746	△109	△9	626
当期末残高	△310	8,560	385	23	8,969

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

日本タングステン株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	今 里 州 一 ㊞
監査等委員	齊 藤 芳 朗 ㊞
監査等委員	久 留 和 夫 ㊞

(注) 監査等委員齊藤芳朗及び久留和夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（半数が社外取締役で構成）で十分な審議を経たうえで、取締役会において決議しております。

監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者名	当社における地位及び重要な兼職先	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会への出席状況
1	再任 後藤 信志	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	9年	100% (13回/13回)
2	再任 大島 正信	取締役 執行役員 経営戦略本部長、コンプライアンス担当	9年	100% (13回/13回)
3	再任 毛利 茂樹	取締役 執行役員 事業・開発技術統括責任者 兼 機械部品事業本部長 上海恩悌三義実業发展有限公司董事長	2年	100% (13回/13回)
4	再任 山崎 洋	取締役 執行役員 製造統括本部長 兼 基山工場長	1年	100% (11回/11回)
5	新任 中原 賢治	執行役員 機械部品事業本部副本部長 NIPPON TUNGSTEN USA,INC.社長	-	- -
6	新任 社外 独立 豊馬 誠	- 九州電力株式会社取締役常務執行役員	-	- -

(注) 山崎洋氏の取締役会出席状況は、2018年6月28日就任後に開催した取締役会のみを対象としています。

候補者
番号

1

再任

ごとうしんじ
後藤信志 (1959年3月19日生) 所有する当社株式の数 10,094株

略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社
2006年6月 当社金材部品部長兼飯塚工場長
2010年4月 当社営業部長
2010年6月 当社取締役営業部長
2010年12月 当社取締役四平恩梯タングステン高技術材料有限公司総経理
2014年4月 当社取締役ものづくり推進担当
2014年6月 当社取締役ものづくり推進担当兼基山工場長
2016年4月 当社取締役開発技術センター担当
2016年6月 当社代表取締役 取締役社長 社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2010年に取締役、2016年からは代表取締役に就任し、営業、技術、製造、海外子会社経営における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 後藤信志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

再任

おおしままさのぶ
大島正信

(1959年3月31日生)

所有する当社株式の数

7,236株

略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2008年6月 当社総務人事部長
- 2010年6月 当社取締役業務本部長兼経理部長、コンプライアンス担当
- 2012年4月 当社取締役業務本部長兼経営管理部長、コンプライアンス担当
- 2014年4月 当社取締役経営企画・経営管理・人事担当、コンプライアンス担当
- 2016年4月 当社取締役経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当
- 2016年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当
- 2017年3月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長兼人事部長、コンプライアンス担当
- 2017年4月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼人事部長
- 2018年4月 当社取締役
- 2018年10月 当社取締役執行役員経営戦略本部長、コンプライアンス担当（現任）

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2010年に取締役に就任し、経営企画、経理、総務人事部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 大島正信氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者
番号

3

再任

もう り しげ き
毛利茂樹

(1958年4月19日生)

所有する当社株式の数

3,036株

略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社
2007年6月 当社セラミック部長兼宇美工場長
2010年4月 当社超硬部品部長
2012年4月 当社電材部品部長
2014年4月 上海電科電工材料有限公司総経理
2015年7月 当社超硬部品部長兼上海電科電工材料有限公司総経理
2016年4月 当社機械部品事業本部長兼超硬部品部長
2016年6月 当社執行役員機械部品事業本部長兼超硬部品部長
2017年4月 当社執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当
2017年6月 当社取締役執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当
2019年4月 当社取締役執行役員事業・開発技術統括責任者兼機械部品事業本部長（現任）

重要な兼職の状況 上海恩悌三義実業发展有限公司董事長

【選任理由】

同氏は、2016年に執行役員、2017年からは取締役に就任し、製造技術、開発、海外子会社経営における豊富な業務経験と、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 毛利茂樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

再任

やま さき ひろし
山 崎 洋 (1958年10月23日生) 所有する当社株式の数 3,036株

略歴、地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2007年 4月 当社精密加工部長
2009年 4月 当社購買物流部長
2011年 4月 当社管理購買部長
2014年 4月 当社ものづくり推進部長
2016年 4月 当社製造統括本部長兼ものづくり推進部長兼基山工場長
2016年 6月 当社執行役員製造統括本部長兼ものづくり推進部長兼基山工場長
2017年 4月 当社執行役員製造統括本部長兼基山工場長
2018年 6月 当社取締役執行役員製造統括本部長兼基山工場長（現任）

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2016年に執行役員、2018年からは取締役就任し、ものづくり推進、品質保証、製造管理における豊富な業務経験と当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 山崎洋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者
番号

5

新任

なか はら けん じ
中原 賢 治 (1965年1月31日生) 所有する当社株式の数 1,934株

略歴、地位及び担当

1996年 1 月 当社入社
2012年 4 月 当社超硬部品部長
2015年 7 月 当社超硬部品部ダイカッター事業推進室長
2016年 4 月 当社機械部品事業本部超硬部品部ダイカッター事業推進室長
2016年 8 月 NIPPON TUNGSTEN USA,INC.社長(現任)
2017年 4 月 当社機械部品事業本部超硬部品部長
2018年 4 月 当社機械部品事業本部副本部長
2018年 6 月 当社執行役員機械部品事業本部副本部長 (現任)

重要な兼職の状況 NIPPON TUNGSTEN USA,INC.社長

【選任理由】

同氏は、主に製造技術業務に従事し、超硬部品部長、ダイカッター事業推進室長を経て、2018年4月から機械部品事業本部副本部長に就任、同年6月からは執行役員に就任し、豊富な技術、製造に関する知見を有しており、また米国子会社の社長を務める等グローバルな経験も持ち合わせており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 中原賢治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

6

新任

社外

独立

とよ ま まこと
豊 馬 誠

(1959年1月1日生) 所有する当社株式の数

— 株

略歴、地位及び担当

1981年4月 九州電力株式会社入社
2013年6月 同社電力輸送本部部長（系統運用）
2014年7月 同社電力輸送本部部長（計画）
2016年6月 同社執行役員福岡支社長
2018年6月 同社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長（現任）

重要な兼職の状況 九州電力株式会社取締役常務執行役員

【選任理由】

同氏は、現在、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切なお意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者として適任と判断いたしました。

【独立性について】

同氏は、当社の筆頭株主である九州電力株式会社の取締役常務執行役員に就任しております。なお、当社は太陽光発電を行っており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5%未満と軽微であります。

- (注) 1. 豊馬誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 豊馬誠氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」（54頁参照）を満たしております。
なお、当社は同氏が取締役に就任された場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、豊馬誠氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告18頁の注記7に記載のとおりであります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

経営監督機能の強化を図るため、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）1名を増員することとし、監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（半数が社外取締役で構成）で十分な審議を経たうえで、取締役会において決議しております。

本議案を本定時株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

お だ まさ ひこ
小 田 昌 彦 (1954年12月30日生) 所有する当社株式の数 - 株

新任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1977年 3月 株式会社安川電機入社
 1999年 3月 米国安川電機株式会社 副社長
 2006年 3月 株式会社安川電機技術開発本部技術企画グループ長
 2010年 3月 同社経営企画室グローバル経営管理グループ長
 2014年 3月 同社経営企画室経営企画担当
 2014年 6月 同社監査役（常勤）
 2015年 6月 同社取締役監査等委員（監査等委員会委員長）
 2018年 5月 同社退任

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、株式会社安川電機において要職を担われたご経験があり、海外での業務経験と技術的な知見、監査役の経験を活かして、客観的な立場から監査等を行っていただけることを期待し、監査等委員候補者となりました。

【独立性について】

同氏は、2018年5月に退任されるまで株式会社安川電機の監査役及び監査等委員などの要職に就かれておりましたが、同氏が監査役に就任された2014年以降、当社と株式会社安川電機との間には取引関係、資本関係はありません。

- (注) 1. 小田昌彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 小田昌彦氏は、社外監査等委員候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」（54頁参照）を満たしております。
 なお、当社は同氏が監査等委員に就任された場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 3. 当社は、小田昌彦氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告18頁の注記7に記載のとおりであります。

(ご参考)

選任後の監査等委員会の構成(予定)

	氏名	当社における地位及び重要な兼職先	在任年数 (本総会終結時)
継続	いまさと しゅういち 今里 州一	常勤監査等委員	1年
継続		監査等委員	
社外	さいとう よしろう 斉藤 芳朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士	3年
独立			
継続		監査等委員	
社外	ひさどめ かずお 久留 和夫	久留公認会計士事務所代表	1年
独立			
新任		監査等委員	
社外	おだ まさひこ 小田 昌彦	-	-
独立			

(注) 斉藤芳朗氏は、当社社外取締役(監査等委員)就任前に、6年間当社の社外監査役に就任されておりました。

(ご参考)

社外役員の独立性についての当社の考え方

独立社外役員選任基準

当社は、社外役員又はその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断する。

- (1) 当社及び子会社の業務執行者である者、又は過去10年以内に業務執行者であった者
- (2) 当社又は子会社の主要な取引先で、現在又は直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、又は行った者の業務執行者である者
- (3) 現在又は直近3年間において当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- (4) 当社又は子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- (5) 法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントであって、当社又は子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (6) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- (7) (1) から (6) までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

以 上

日本タングステン株式会社 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階 大会議室 TEL (092) 415-5500

西鉄バスのご案内 博多駅博多口 博多駅前A (美野島・パナソニック方面)バス停より
④7 那珂川営業所 行き もしくは ④8 福翔・野多目行き乗車後、美野島一丁目バス停下車
※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



この印刷物は自然環境保護のために再生紙を使用しています。また、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。